

基本理念 整理・検討シート

法 『男女共同参画社会基本法』 (H11.6制定)

No.	条文見出し	条文
1	(男女の人権の尊重)	第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
2	(社会における制度又は慣行についての配慮)	第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
3	(政策等の立案及び決定への共同参画)	第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
4	(家庭生活における活動と他の活動の両立)	第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動をおこなうことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
5	(国際的協調)	第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

※ 同法第八条の規程により、第三条から第七条までが国の基本理念とされている。

参考：他市町

市町名	No.	基本理念	目標
藤沢市 『ふじさわ男女共同参画プラン2020』 (H23.3策定)	1	人権を尊重した 男女共同参画社会を実現する	重点目標 1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進 3 男女の仕事と生活の調和 4 性の尊重とあらゆる暴力の根絶 5 男女の心身の健康への支援
	2	男女が互いに認め育て合う 共に生きる社会を実現する	
	3	誰もが健康で豊かに暮らせる 充実した社会環境を実現する	
将來像 「男女で共に創ろう豊かなまち「湘南ふじさわ」」	1	男女の人権の尊重	重点目標 I. ひとりひとりが多様な生き方を選択できる社会づくり II. 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重 III. 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発
	2	あらゆる分野への男女共同参画	
	3	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	
	4	社会制度や慣行による影響への配慮	
座間市 『第二次ざま男女共同参画プラン』 (h23.3)	1	男女の人権の尊重	取組目標 I 男女共同参画について理解の促進 II 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保 III ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現 IV 性に関する理解と生涯を通じた健康の支援 V 多文化共生の推進と外国人女性が安心して暮らせる環境づくり VI 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶への取組
	2	あらゆる分野への男女共同参画	
	3	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	
	4	社会制度や慣行による影響への配慮	
	5	家庭生活上における活動とその他の社会生活上における活動とが円滑に行えるよう配慮すること	
	6	男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持	
	7	国際的な理解と協力	
横浜市 『第3次 横浜市男女共同参画行動計画』 (h23.3)	1	男女の人権の尊重	基本方針 (1) 男女共同参画社会のための意識づくり (2) 仕事と生活の調和のための環境づくり (3) さまざまな分野における男女共同参画の促進 (4) 人権としての性の尊重 (5) 推進体制の充実
	2	性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること	
	3	政策及び方針決定に共同して参画する機会の確保	
	4	家庭生活上における活動とその他の社会生活上における活動とが円滑に行えるよう配慮すること	
	5	男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持	
	6	国際的な理解と協力	
	7	夫等からの女性に対する暴力等の根絶	
小田原市 『おだわら男女共同参画プラン』 (h23.4)			基本方針 (1) 男女共同参画社会のための意識づくり (2) 仕事と生活の調和のための環境づくり (3) さまざまな分野における男女共同参画の促進 (4) 人権としての性の尊重 (5) 推進体制の充実
基本目標 「男女共同参画社会の実現」 男女が、互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現			

国 『第3次男女共同参画基本計画』 (H22.12策定)

No.	基本的な方針
1	固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
2	男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
3	男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
4	男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

県 『かながわ男女共同参画推進プラン(第2次)』 (H20.3策定)

No.	基本理念	内容
1	男女の人権の尊重	男女の個人としての尊厳を重んじ、あらゆる場における性別による権利侵害や差別的取扱いをなくし、個人が自由な選択のもとで能力が発揮できる機会を確保すること
2	あらゆる分野への男女共同参画とチャレンジ支援	政治、経済、社会、文化などあらゆる分野へ、男女がともに自立した責任ある個人として参画でき、さらに意思形成・決定過程に対等に参画できるようになるとともに、一人ひとりがあらゆる分野への参画にチャレンジすることを支援すること
3	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスでくらすことができるようにすること
4	社会制度や慣行による影響への配慮	社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること

町 『二宮町男女共同参画プラン』 (H15.3策定)

No.	基本理念	内容
1	一人ひとりが多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現	「男らしさ、女らしさ」、「男は仕事、女は家庭」という固定的概念にとらわれることなく、一人の人間として尊重され、一人ひとりがすべての分野に参画し、ともに責任を担う社会の実現を目指します。